

20 その他の事業

○ 横浜市社会福祉審議会

1 設置目的

社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議・市長への意見具申等のため設置（社会福祉法第7条第1項により都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっています。）

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

- ・審議会は、社会福祉法第8条により委員35人以内で組織することとなっており、同第9条により市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命します。
- ・委員数は23人、委員の構成は次のとおり。
市会議員（3人）、社会福祉事業に従事する者（10人）、学識経験のある者（10人）

4 任期

3年（平成19年1月12日～平成22年1月11日）

5 専門分科会及び審査部会

- (1) 専門分科会
民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会
19年度は臨時専門分科会として、福祉人材の確保等に関する検討専門分科会を設置
- (2) 審査部会
身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため身体障害者福祉専門分科会に「身体障害者障害程度審査部会」を設置。
- (3) 平成19年度開催状況
民生委員審査専門分科会：2回
身体障害者障害程度審査部会：12回
福祉人材の確保等に関する検討専門分科会：1回

6 審議会総会の開催状況

- (1) 回数：毎年1～2回程度開催。
- (2) 平成19年度実施状況：1回開催
議題：福祉人材の確保等に関する検討専門分科会について等
報告：後期高齢者医療制度について等

○ 福 祉 調 整 委 員 会

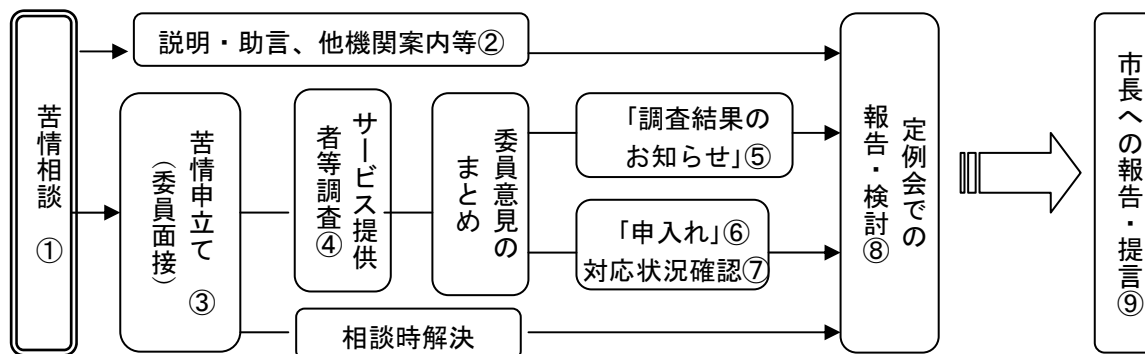
1 事業開始

平成7年7月1日

2 事業の目的

横浜市の福祉保健サービスに対する市民からの苦情・相談を受け、中立・公正な立場で、所管課や事業者等に対して調査・調整を行うとともに、福祉サービスの質の向上を推進する活動を実施しています。

3 事業の内容



- ① 様々な苦情相談等が寄せられます。
電話、FAX、Eメール、手紙で相談が寄せられます。直接来所いただく場合もあります。
- ② 相談内容に応じて、制度等の説明・助言や担当窓口の案内等を行います。
- ③ 横浜市福祉調整委員が面接により苦情相談を直接聴取します。
- ④ 市の所管課や民間事業者に対し、調査・調整を行います。
- ⑤ 調査結果に委員意見を付して苦情相談者に回答します。
- ⑥ サービスの改善等が必要な場合に、市の所管課や民間事業者に意見の申入れを行います。
- ⑦ 申入れ後、おおむね2か月後に対応状況の確認を行います。
- ⑧ 定例会で対応案件について報告し、今後の対応について検討します。
- ⑨ 市長に対して委員会の運営状況を報告し、必要に応じて制度の改善等について提言します。

4 事業実績

表1 苦情相談等の件数

分 類		18年度	19年度
1 福祉保健サービスに関するもの	件数 月平均	573件 48件	599件 50件
2 福祉保健サービス以外のもの ※1	件数 月平均	90件 8件	71件 6件
3 委員会制度に関するもの ※2	件数 月平均	29件 2件	34件 3件
合 計	件数 月平均	692件 57件	704件 59件

※1 福祉保健サービス以外の苦情相談・問い合わせ等。

※2 他都市からの照会等。

表2 苦情相談等の対応分類（福祉保健サービスに関するもの）

分 類		18年度	19年度
1 苦情申立て（福祉調整委員面接相談） ※1	件 数	23件	18件
2 説明・助言等 ※2	件 数	224件	232件
3 他機関案内 ※3	件 数	170件	165件
4 福祉保健サービス提供者との調整 ※4	件 数	156件	184件
合 計	件 数	573件	599件
	月平均	48件	50件

※1 委員が面接相談したもの。1人あたりの相談時間はおおむね1～1時間半となっている。

※2 福祉保健サービスの制度や内容に関して説明や助言を行ったもの等。

※3 適切な福祉保健サービス提供者（市又は事業者）を案内したもの。

※4 相談者の状況を考慮し、迅速な解決を図るために福祉保健サービス提供者（市又は事業者）と直ちに調整を行ったもの。

表3 苦情申立て（委員面接相談）の内訳

調 整 区 分		18年度	19年度
苦情申立て（委員面接相談）	件 数	23件	18件
	月平均	2件	2件
A 市又は事業者に対し申入れを実施したもの	件 数	18件	13件
B 申入れを行わなかったもの	件 数	2件	3件
C 面接相談時解決・終了	件 数	0件	2件
D 面接相談後に取り下げられたもの	件 数	0件	0件

表4 面接相談分野の内訳

	高齢福祉 ・介護保険	障害福祉	児童福祉	生活保護	その他 (保健等)	計
18年度	8件	5件	2件	8件	0件	23件
19年度	9件	4件	3件	2件	0件	18件

○ 墓地等の設置紛争の調整

1 概況

墓地等の設置予定地の周辺住民と事業者との間で、墓地等の設置に係る協議が整わなかった場合に、申出に基づき行政によるあっせんや第三者機関による調停を行いました。

2 横浜市墓地等設置紛争調停委員会

(1) 委員総数

13人（内訳：弁護士5人、学識経験者4人、民事調停委員3人、公認会計士1人）

(2) 調停小委員会

3人（上記委員のうち3人1組で1案件の調停に対応する）

委員会等開催件数

年 度	横浜市墓地等設置紛争調停委員会開催件数	調停（小委員会）件数	あっせん件数
平成16年度	1	0	1
平成17年度	1	0	1
平成18年度	2	2	1
平成19年度	1	1	1

○ 横浜市社会福祉協議会に対する補助並びに事業委託

1 概況

本市における社会福祉事業の振興や社会福祉事業施設・団体の育成等の活動を行っている社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の活動経費を補助するとともに、同協議会に地域ケアプラザ等の管理・運営を委託しました。

2 事業内容

(1) 補助事業（平成19年度決算額 6,786,758千円）

- ア 市社会福祉協議会の運営
- イ 福祉教育推進事業の実施
- ウ 横浜市社会福祉大会の開催
- エ 障害者支援センターの運営
- オ 横浜生活あんしんセンターの運営
- カ 福祉バスの運営
- キ 区・地区社会福祉協議会活動の支援
- ク 民生委員・児童委員活動の支援
- ケ ボランティア・市民活動の支援
- コ 民間社会福祉施設の整備支援
- サ 民間社会福祉施設の運営支援
- シ その他

(2) 委託事業（平成19年度決算額 1,646,370千円）

- ア 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の管理・運営
- イ 社会福祉センターの管理・運営
- ウ 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の管理・運営
- エ 都筑センターの管理・運営
- オ 寺尾センターの管理・運営
- カ 老人福祉センター福寿荘の管理・運営
- キ 老人福祉センター野毛山荘の管理・運営
- ク 老人福祉センターユートピア青葉の管理・運営
- ケ 老人福祉センター晴嵐かなざわの管理・運営
- コ ニツ橋地域ケアプラザの管理・運営
- サ 並木地域ケアプラザの管理・運営
- シ 荏田地域ケアプラザの管理・運営
- ス 反町地域ケアプラザの管理・運営
- セ 葛が谷地域ケアプラザの管理・運営
- ソ 東戸塚地域ケアプラザの管理・運営
- タ 豊田地域ケアプラザの管理・運営
- チ 潮田地域ケアプラザの管理・運営
- ツ 長津田地域ケアプラザの管理・運営
- テ 上白根地域ケアプラザの管理・運営
- ト 寺尾地域ケアプラザの管理・運営
- ナ 下和泉地域ケアプラザの管理・運営
- ニ 篠原地域ケアプラザの管理・運営
- ヌ 東永谷地域ケアプラザの管理・運営
- ネ もえぎ野地域ケアプラザの管理・運営
- ノ 麦田地域ケアプラザの管理・運営
- ハ その他

○ 独立行政法人福祉医療機構資金利子補給

民間社会福祉施設が、独立行政法人福祉医療機構から借入れた資金に係る利息分について、横浜市社会福祉協議会を通じてその金額を補助しました。

〈平成 19 年度 利子補給額 272 件 773,181 千円(市補助額 773,181 千円)〉

○ 災 害 救 助

1 災害見舞金の交付

市内で発生した火災等の被災者に対し、「横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱」に基づき、見舞金等を交付しました。

交付状況 (平成19年度) (金額単位：円)

区 分	単身世帯	2人以上世帯	非 住 家	金 額
全焼 (壊)	68	52	0	4,640,000
半焼 (壊)	10	26	0	980,000
床上浸水	0	2	4	80,000
冠水家屋	10	10	-	300,000
死 亡	13		-	1,300,000
重 傷	5		-	150,000
合 計				7,450,000

※ 非住家については自然災害の場合のみ交付します。

○ 戦没者遺族等の援護

1 概況

本市における戦没者は21,000余柱であり、市及び各区ではそれぞれ戦没者の追悼式及び遺族慰安激励会を開催する等遺族の援護に努めています。

2 横浜市戦没者追悼式

平成19年11月1日第56回横浜市戦没者追悼式を、神奈川区三ツ沢公園内横浜市慰霊塔前広場において、来賓及び代表遺族600人が参列し、実施されました。

3 補助金

戦没者の遺族援護のため、次の団体に対し補助金を交付し、福祉の増進を図っています。

平成19年度 横浜市遺族会 90万円

4 年金、弔慰金、特別給付金

戦没者の遺族に対する年金、弔慰金、特別給付金等の請求及びこれに伴う年金証書、弔慰金裁定通知書、特別給付金裁定通知書等及び平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金の平成19年度における交付状況は次のとおりです。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法

平成19年度は実績がありません。

(2) 戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法

ア 請求書進達件数 3,770件

イ 裁定通知書交付件数 4,021件

(3) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

ア 請求書進達件数 19件

イ 裁定通知書交付件数 13件

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法

平成19年度は実績がありません。

(5) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

ア 請求書進達件数 36件

イ 裁定通知書交付件数 82件

(6) 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等に関する法律

平成19年度は実績がありません。

○ 福祉 援 護 対 策 事 業

1 ホームレス自立支援事業

市内の道路・公園・河川敷など屋外で生活する者等で自立への援助を必要とする者を、自立支援施設「はまかせ」に入所させ、生活相談・支援及び就労支援等を通じて自立を支援します。

(1) 処遇内容

宿泊援護	食事・衣類・日用品等の提供 入所期間 原則30日以内（最大180日以内）
自立援護	生活相談及び支援、居宅確保等への支援 公共職業安定所から派遣された職業相談員による職業相談・紹介
健康診断	健康診断の実施、健康相談

(2) 事業実績 (平成19年度)

	定員	入所延数
自立支援施設	226	1,357

2 ホームレス総合相談推進事業

昭和54年11月から関内駅周辺を中心に、ホームレスに対する必要な支援等を行う目的で夜間街頭相談を開始し、平成6年11月からは、関係局区と自立支援施設が連携し、毎月2回程度、関内駅周辺及び横浜駅周辺等において実施してきました。

平成16年4月には、ホームレス巡回相談室を設置し、夜間街頭相談との統合を図るとともに、関係機関と連携し、相談員及び看護師等が市内の巡回を行い、ホームレスに対して面談の実施や必要な支援、健康相談を行っています。

(1) 巡回相談室実績 (平成19年度実績)

相談件数	自立支援施設入所	病院への搬送	自宅・病院等への訪問
2,067	293	22	1

(2) 夜間街頭相談 (平成19年度実績)

実施区域	実施回数	入所人数
関内駅周辺	12回	68人
横浜駅周辺	12回	45人

3 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

主に中区中村川沿いの定住型ホームレスに対して、公共用地からの移動を働きかけ、健康状態の悪化防止と生活環境の改善を図り、ホームレスからの脱却を促進することを目的に緊急一時的な宿泊場所「中村川寮」（シェルター）を平成16年11月に設置しました。

(1) 処遇内容

宿泊援護	給食・洗濯・シャワーの提供 入所期間 原則6か月以内（最大1年以内）
自立援護	生活相談及び生活指導
健康診断	健康診断の実施

(2) 事業実績 (平成19年度)

	定員	入所延数
緊急一時宿泊施設（シェルター）	30	39

4 ホームレス衛生改善事業

中区寿町周辺簡易宿泊所の労働者及び住民の衛生状態の改善を図るため、平成16年8月から横浜市寿福祉プラザ1階にシャワー室を設置し、寿地区緊急援護対策事業により給食援護等を受けた者を対象に入浴の援護を行っています。

平成19年度は、延べ1,431人の利用がありました。

5 寿地区緊急援護対策事業

中福祉保健センターに相談来所した者のうち、面接の上、他の制度での援護が行えないと判断された者に対して、緊急的な援護措置として食券・宿泊券等を支給しています。

6 寿地区対策事業

中区寿町周辺簡易宿泊所の労働者及び住民の更生と福祉を図るため、横浜市寿福祉プラザ相談窓口において、生活各般の相談を行っています。

また、寿生活館の一部を児童対象施設（3階）及び成人対象施設（4階）として地域住民の更生と福祉を図るため、管理運営を指定管理者である財団法人寿町勤労者福祉協会が行い、住民相互の交流の場として開放しています。

- (1) 相談事業 ※件数の集計方法が19年度から変わりました。 (平成19年度)

	相談件数	月平均相談件数	相談内容								
			協働	介護予防	障害	児童	結核支援	17区ケース	関係機関	公営住宅	その他
19年度	5,702	421	49	670	470	176	514	1,281	489	196	1,776

- (2) 指定管理者による管理運営事業（平成19年度）

施設区分		利用者数
3階	女性・児童対象施設	28,414
4階	成人対象施設	147,998

7 寿地区年末年始対策事業

寿地区に居住する者等で、年末年始の休庁期間中の援護を必要とする生活に困窮する者に対して臨時宿泊所を設置し、給食、宿泊の援護を実施しました。

また、本事業と連携し、衛生局事業である結核健診を実施しました。

- (1) 対策期間
平成19年12月28日から平成20年1月3日まで
- (2) 相談窓口開設日及び時間
12月28日・・・・・・・・・・ 午前9時から午後5時まで
- (3) 相談場所
横浜市寿福祉プラザ改修棟2階
- (4) 相談取扱状況
来所人数・・・・410人

援護内容	件
臨時宿泊所入所	63
その他の援護	3
事前相談	258
生活保護（医療）	6
健診のみ	80
相談のみ	1
その他	7
援護内容	件

※重複有

(参考)結核健診

- ア 実施日 平成19年12月28日 午前9時から午後5時まで
- イ 受診者数 147人

○ 職 員 の 研 修

保健・医療・福祉事業に従事する職員に対して、職員の執務能力の発揮と資質向上を図り、局事業の円滑な推進に寄与するため、課題に適応した研修の企画、実施及び各種研修機関等への派遣を行いました。

1 局内研修

平成 19 年度 11 講座 1,831 人

2 派遣研修

平成 19 年度 4 講座 18 人